

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

vol. 27

平成11年12月20日

厚生省介護保険制度実施推進本部

平成11年12月20日

指定痴呆対応型共同生活介護事業者の指定について

標記については、介護保険最新情報 vol.8 (平成11年9月20日)において指定基準の改正等を行う可能性がある旨ご連絡していたところですが、本日、痴呆対応型共同生活介護に係る「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(厚生省令第96号)」が別添のとおり公布されましたので、ご連絡いたします。

連絡先

厚生省老人保健福祉局
老人福祉計画課
企画法令係 森田
TEL 03-3503-1711(3929)
直通 03-3595-2888
FAX 03-3595-3670

別記様式

表 面

訪問販売等に関する法律第20条の2第3項の
規定による立入検査をする職員の名目証明書

第 号	第 号
官 職	氏 名
年 月 日 生	年 月 日 発行
発行者名 〇	

訪問販売等に関する法律第20条の2
第20条の2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、政令で定める
ところにより販売業者、役員、事務担当者、販売員、勧誘者、勧誘者若しくは通関
し報告を行おうとする者、若しくは店舖その他の事業所に立ち入り、帳簿、出納その他の物の
とがである。

2 主務大臣は、訪問販売等適正化業務の適正な運営を確保するために必要な制度にお
いて、指定法人に対し、訪問販売等適正化業務若しくは貸付の状況に對し必要な報告を
せよ、又はその報告に、指定法人の事務所に立ち入り、訪問販売等適正化業務の状況若
しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に
提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと
解してはならない。

第23条 次の各号の一に該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

八 第20条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の
規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第23条の2 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
二 第20条の2第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の
規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(備考) 1 月紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。
2 発行者は、内閣総理大臣、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は
建設大臣

省 令

○外務省令第五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請
に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令(平成十一年外務省令第一号)
平成十一年十二月二十日
外務大臣 藤代 隆
自治大臣 保利 幹雄

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令
在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令(平成十一年外務省令第一号)
の一部を次のように改正する。
別表ア(シ)の項中

在連邦日本国総領事	中華人民共和国(香港特別行政区政府の管轄に属する地域に限る。)
在ポルトガル日本国大使	ポルトガル共和国(マカオ政府の管轄に属する地域に限る。)
在香港日本国総領事	中華人民共和国(香港特別行政区政府及びマカオ特別行政区政府の管轄に属する地域に限る。)

在ポルトガル日本国大使	ポルトガル共和国(在香港日本国総領事の管轄区域を除く。)
在ポルトガル日本国大使	ポルトガル共和国

別 則
この省令が公布の日から施行する。
○厚生省令第九十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七
十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居
宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す
る省令の一部を改正する省令を次のように定め
る。
平成十一年十二月二十日
厚生大臣 丹羽 雄哉

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及
び運営に関する省令の一部を改正する省令
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運
営に関する省令(平成十一年厚生省令第三十七号)
の一部を次のように改正する。

第百五十七条に次の一項を加える。
5 指定居宅対応型共同生活介護事業者は、共同
生活(住居)のために、介護支援専門員その他の保健
医療サービス又は福祉サービスへの利用に係る事
面の作成に關し知識及び経験を有する者であり
て第百六十四条第一項の規定による指定居宅に
共同生活介護計画の作成を担わせるものとして
認められるものを事らの職務に従事する計画
作成担当者としなければならない。ただし、使
用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活
住居における他の職務に従事するものとして認
められるものとする。
第百五十八條に次の一項を加える。

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定痴呆対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。
 第三百三十九条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 一の居室の床面積は、七・四三平方メートル以上としなければならない。

第三百六十四条第五項中「第一項から第三項まで」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「共同生活住居の管理者」を「計画作成担当者」に、「介護従業者」を「他の介護従業者及び」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「共同生活住居の管理者」を「計画作成担当者」に、「介護従業者」を「他の介護従業者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

共同生活住居の管理者は、計画作成担当者(第三百五十七条第五項の計画作成担当者)をいう。以下二の条において同じ。に痴呆対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第三百七十二条の次に次の一条を加える。
 (調査への協力等)

第三百七十二条の二 指定痴呆対応型共同生活介護事業者は、提供した指定痴呆対応型共同生活介護に關し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当な適切な指定痴呆対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言

に従つて必要な改善を行わなければならない。
 第八十三条第一項中「第七十五条第六項」を「第七十五条第一項第四号」に、「この章」を「この条」に改める。

附則
 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存する痴呆対応型共同生活介護の事業に相当する事業の用に供するものを含む。この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。であつて指定痴呆対応型共同生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、この省令による改正後の指定居室サービス等の事業の人員設備及び運営に關する基準第五百五十九条第四項の規定は、適用しない。

○農林水産省令第八十七号
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第三十六条第一項第一号の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年十二月二十日
 農林水産大臣 玉沢徳一郎

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令
 家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の表地域の欄第二号及び第三号中「香港」の下に「及びマカオ」を加える。

附則
 この省令は、平成十一年十二月二十日から施行する。

規

則

○国家公安委員会規則第十二号

不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第六条第二項及び第四項の規定に基づき、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に關する規則を次のように定める。

平成十一年十二月二十日

国家公安委員会委員長 保利 耕輔

不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に關する規則

(援助の申出)

第一条 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(以下「法」という。)第六条第一項の申出(以下「申出」という)は、別記様式の援助申出書を、当該申出に係る不正アクセス行為に係る特定電子計算機(次項において「当該特定電子計算機」という)の設置の場所を管轄する都道府県公安委員会(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面にあつては、方面公安委員会、以下「公安委員会」という)に提出しなければならない。

2 公安委員会は、申出に添えられた書類その他の物件に次に掲げる事項に關する書類その他の物件で公安委員会が援助を行うための必要なものが含まれていないと認めるときは、その提出を求めることができる。

一 当該特定電子計算機に係るシステムの構成(当該システムを構成する当該特定電子計算機その他の特定電子計算機の機種、名称、機能及び識別情報(特定電子計算機相互間において電気通信を行う際に特定電子計算機を識別するために用いられる番号、記号その他の符号をいう)、当該システムに用いられるプログラムの名称及び機能並びに他の特定電子計算機に係るシステムとの接続箇所及び接続方法を含む)。

二 当該特定電子計算機の特定利用の内容

三 当該特定電子計算機の特定利用を制限していたアクセス制御機能その他の機能の概要

四 前号のアクセス制御機能に係る識別符号を当該アクセス制御機能により確認するために用いる符号の内容及び管理状況

五 当該特定電子計算機に係るシステムを構成する当該特定電子計算機その他の特定電子計算機に入力された識別符号その他の情報又は指令に關する記録(当該情報又は指令が入力された日時、結果その他の入力履歴に關する記録を含む)であつて、当該申出に係る不正アクセス行為に關係があるものと認められるもの

六 当該申出に係る不正アクセス行為の再発を防止するために講じた措置その他の当該特定電子計算機に係るシステムに対して講じた措置

七 前各号に掲げるもののほか、当該申出に係る不正アクセス行為が行われた際の当該特定電子計算機の作動状況及び管理状況その他の参考となるべき事項であつて、事例分析(法第六条第二項に規定する事例分析をいう。以下同じ。)の実施のために必要なもの

(公安委員会による援助措置)

第二条 公安委員会は、申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じ、次に掲げる援助措置を採るものとする。
 一 事例分析の結果に關する資料を提供すること。
 二 当該申出をしたアクセス管理者が講ずることが適当であると認められる措置に關し必要な資料の提供、助言又は指導を行うこと。

三 不正アクセス行為からの防御に資する事業を行うことを目的とする民間の団体その他の組織を教示すること。

四 不正アクセス行為から防御するための措置に關する事項を記載し、又は記録している書類、媒体その他の資料を教示すること。

五 その他不正アクセス行為からの防御に資すると認められる事項を教示すること。

(事例分析の実施の委託)

第三条 法第六条第二項の国家公安委員会規則で定める者は、事例分析の実施に關する事務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると公安委員会が認める者とする。

附則

この規則は、法附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成十二年七月一日)から施行する。